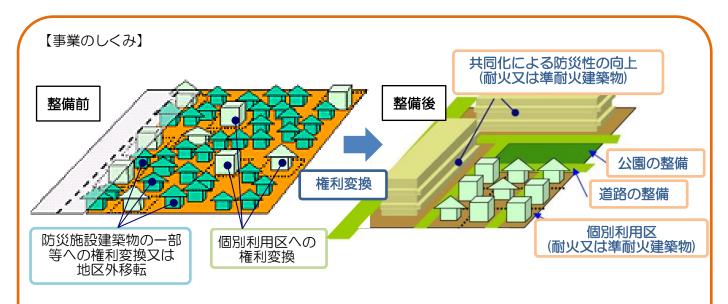
防災街区整備事業

防災街区整備事業は、市街地再開発事業と同様に、土地・建物から建築物への権利変換による共同化を基本としつつ、土地から土地への権利変換も可能とする柔軟な手法が認められています。

老朽化した建築物を除却し、防災機能を備えた建築物および公共施設の整備を行う防災街区整備事業は、 木密地域を解消する方法のひとつです。都は本事業の認可・補助等を行っております。



【主な支援策(木造住宅密集地域整備事業の地区内で実施する場合)】

- ①調查設計計画費(測量、権利調查、地盤調查、建築設計費等)
- ②土地整備費(除却、補償費等)
- ③共同施設整備(共用通行部分(廊下、エレベーター等)、集会所、子育て支援施設、広場、児童遊園整備費等)

整備のイメージ

足立区 関原一丁目中央地区防災街区整備事業





◆整備前の施行地区 老朽化した木造住宅が立ち並ぶ



◆整備後の施行地区

上:完成した建築物 (防災施設建築物) 右:個別利用区に並 ぶ住宅

